

国民健康保険資格の異動手続き お忘れではないですか？

3月から4月にかけては進学や就職などによる転入や転出、社会保険などの加入や脱退などが特に発生しやすい時期です。

国民健康保険の加入や脱退の手続きをお済みでない場合は役場福祉課もしくは吉岡支所にて忘れずに必ず手続きをしてください。

	届出が必要なとき	届出に必要なもの
加入するとき	福島町に転入してきたとき	転出証明書
	離職などにより社会保険などをやめたとき ※任意継続期間終了を含む	社会保険などの喪失（脱退）証明書 ※発行については、職場へお問い合わせください
	社会保険などの扶養から外れたとき	
脱退するとき	福島町から転出するとき	保険証または資格確認書
	就職などにより社会保険などに加入するとき	新たに加入した社会保険などから発行された資格確認書または資格情報のお知らせ
	社会保険などの扶養に入るとき	
	死亡したとき	保険証または資格確認書
その他	転居により住所が変わったとき	保険証または資格確認書
	世帯主を変更するとき	
	世帯分離をするとき	
	保険証や資格確認書を紛失したとき	本人確認書類
	進学のために転出をするとき	進学先の合格通知書または在学証明書
	障がい者施設や児童福祉施設、一部の介護施設などへ入所するために転出するとき	保険証または資格確認書
	マイナ保険証の利用登録を解除したいとき	マイナンバーカード

お問い合わせ先：福祉課 国民健康保険係 ☎47-4682